

大洲市建設工事検査規程取扱要領

平成25年6月1日

1 工事検査官及び工事検査員（検査規程第4条関係）

市長が任命する工事検査官及び工事検査員は、総務部の工事検査官及び工事検査員とし、次の各号のいずれかに該当するときは、委託検査員、工事を所管する課長又は工事を所管する課長が指名した職員に検査させることができるものとする。

- (1) 工事が軽易又は特殊なものであるとき。
- (2) 検査業務の集中により検査に支障が生じるおそれがあるとき。
- (3) その他工事検査官が必要と認めるとき。

2 検査の実施（検査規程第7条関係）

工事中の写真とは、愛媛県土木工事共通仕様書に規定するもので、基礎工事の根入れ状況、裏込め材の状態、コンクリート等構造物の厚さ、配筋又は配管の状態等、工事完成後外部から確認しがたい部分の形状、寸法及び測点との関係位置等をポール、箱尺、リボンテープ等を使用して明確にし、黒板等に工事番号又は工事名、構造物等の略図及び工事の施工状況を上記に準じた方法で適宜撮影したものとする。

3 検査済証の交付（検査規程第12条・第17条第3項関係）

検査済証は、当初設計金額が500万円以上の工事について、工事完成検査済証（既成部分検査を行った場合にあっては既成部分検査確認書）を、工事を所管する所属において交付するものとする。

4 修補工事設計書（検査規程第14条第1項関係）

修補工事設計書は、監督員が検査者及び当該工事を担当課と協議のうえ作成し、所属部長の承認を得るものとする。

5 委託に関する検査（検査規程第21条第3項関係）

地質調査及び測量、調査、設計等の委託に関する検査（以下「業務検査」という。）

は、次のとおりとする。

(1) 検査の実施（検査規程第6条関係）

業務検査は、実地において行わなければならない。ただし、測量業務を含まない調査・設計の委託に関する検査は、机上で行うことができる。

(2) 検査済証の交付（検査規程第12条関係）

業務検査に係る検査済証は、当初設計金額が200万円以上の業務について、様式第3号に準じた業務完了検査済証を、業務を所管する所属において交付するものとする。